二　活動方法に関する基本的事項

協同農業普及事業は、次に掲げる活動方法を踏まえ、普及指導活動に取り組むことを基本とする。

1　基本的な課題に対応した取組の推進方向

一の課題への取組を実施する上で、新規就農者等への支援、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入の促進、農業支援サービスの活用の促進、マーケットインの生産体制の構築に当たっては、次に掲げる事項に取り組むことを基本とする。

(1)　担い手の育成・確保に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

世代間のバランスの取れた農業就業構造の実現のため、農業内外からの青年層を含む幅広い世代の就農及びその定着の促進、次世代の担い手への生産基盤の円滑な継承と就農後の経営改善等の支援並びに新規就農者の受け皿となる農業経営体の法人化や労働環境の整備、企業の農業参入を推進する。

また、新規就農及びその定着を促進するため、関係機関や先進的な農業者等と連携し、就農前後にわたる一貫的な支援を行うとともに、新規就農者等の技術や経営の発展段階等に応じた支援を推進する。

さらに、女性の農業経営等への参画を促すための技術及び知識の習得機会の確保や、外国人材の円滑な受入れを促すための適切な労務管理の実施等の支援を推進する。

(2)　スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入の促進

スマート農業技術の活用を通じて農作業の効率化等の効果を十分に発揮するためには、新たな生産方式の導入を併せて行うことが重要となる。このため、地域の生産環境に応じたスマート農業技術及び生産方式に関する農業者等からの相談体制を整えるとともに、これらの導入に向けた計画づくり等に対する伴走支援を推進する。

(3)　農業支援サービスの活用の促進

生産現場における労働力不足や規模拡大に向けた生産性向上等の課題への対応として、専門作業の受注、農業機械のシェアリング、農業人材の派遣、農作業工程の整理や経営分析等を行う農業支援サービスの活用の促進が重要となる。このため、農業支援サービス事業者に対しては、産地情報の提供等により農業者等が持続性の高い農業支援サービスを受けられるよう支援を行うとともに、農業者等に対しては、農業支援サービス事業者に関する情報や当該サービスの活用を通じて農業生産資材コストを低減する経営手法に関する情報の提供等を行うことにより、農業支援サービスの活用の促進を図る。

(4)　マーケットインの生産体制の構築

加工・業務用需要や海外需要が拡大傾向で推移していることに加え、有機農産物を含む環境への負荷の低減に資する農産物の消費拡大の必要性に鑑み、食料システム関係者等との連携の下、産地における労働力等農業者や農村の実態や要望も踏まえて、品種・栽培方法の選定や技術指導等を行うことで、マーケットインの生産体制の構築を推進する。

2

普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、次に掲げる事項に取り組むことを基本とする。

(1)　農業者に対する支援の充実・強化

普及指導員の本来職務である直接農業者に接して行う普及指導活動に要する時間が十分に確保されるよう留意する。農業者に接する際には、関連する施策の情報を含めて情報提供を行うものとする。また、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る観点から、ＩＣＴの積極的な導入とこれを活用した普及指導活動を推進する。

さらに、農業経営に必要な技術・経営情報に加え、施策や普及指導活動実績等について広く認知されるよう、農業者を始めとする関係者・関係機関への情報発信を推進する。

また、地域の関係者が地域農業の将来の在り方を定める地域計画の実現や見直しに向けた協議が円滑に進むよう、話合いのコーディネート役を担うなど必要な支援を行うものとする。

(2)　食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化

人口減少下において、地域農業の発展や農村の振興に向けた課題解決を図るためには、行政機関、研究機関、地域運営組織、農業協同組合、教育機関に加え、生産資材関係事業者、食品等事業者、消費者等食料システム関係者が有機的に連携することが重要となる。このため、普及指導員がこれらの多様な関係者・関係機関間のコーディネート役を担うことで産地のプロデュース機能を発揮するとともに、連携と協力を促進するための機会の創出等に向けた取組を推進する。

また、活力ある地域農業を創造するためには、先進的な農業者等の持つ優れた知見や経験に学び、農業者等が有する知的財産の保全に留意しつつ、地域農業・農村を振興することが重要である。

このため、先進的な農業者や地域リーダー等に対し、地域振興や経営発展に資する施策情報の提供等を積極的に行いつつ、地域モデルや新規就農者の育成・確保を始めとした地域農業・農村を振興するための取組への参画を求めることや、普及指導計画（⑸の「普及指導計画」をいう。）の策定と評価の際に意見を求めること等、パートナーシップの構築のため積極的に働きかける。

(3)　試験研究機関との連携強化

都道府県、独立行政法人、大学、民間企業等の試験研究機関との連携に当たっては、農業革新支援専門員（第三の二の「農業革新支援専門員」をいう。⑸において同じ。）を始めとした普及組織は、研究開発の企画段階から、現場の課題や技術の改善すべき点等を伝えるなどにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすものとする。また、こうして得られた成果を活用し、地域の課題解決を図るものとする。

(4)　都道府県間の連携等

都道府県は、広域的な課題に対して横断的な検討及び解決が図られるよう、行政区域を越えた情報共有、技術協力等を行う。

国は、共通の課題を抱える都道府県間の連携を推進するとともに、必要に応じて、農業現場における地球温暖化や自然災害への対応、家畜伝染性疾病や病害虫防除等に関して都道府県が持つ知見、経験等の共有を図る。

(5)　普及指導活動がより高い成果を得るためには、普及指導計画の策定、実行、評価及び改善のプロセスを経ることが重要である。

このため、普及指導計画を適切に策定した上で、その成果や普及指導活動の体制等について、内部評価を実施するとともに、先進的な農業者や関係機関等を含む委員による外部評価を実施し、このうち外部評価結果を公表するものとする。さらに、これら評価結果を、次年度以降の計画に反映させることを通じて、普及指導活動及びその体制の改善を行うものとする。

また、計画の策定や対象の選定に当たっては、地域の実情に応じ、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

このうち、食料システム関係者等の多様な関係者との連携を要するもの等、特に重要な課題については、農業革新支援専門員等が普及指導活動の目標、期間、体制等を示した重点プロジェクト計画を定め、普及指導センターと連携して当該計画に基づく活動を推進するものとする。

(6)　調査研究の適切な実施

普及指導員による調査研究の実施に当たっては、普及指導活動及び普及指導員の資質の向上に資するものとし、試験研究機関を始めとする関係者・関係機関との連携を積極的に図るほか、その成果等を有効に活用するものとする。